



盛夏の候となりました。組合員各位におかれましては益々ご健勝の事とお喜び申し上げます。平素は組合運営に格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。令和3年7月3日静岡県熱海市伊豆山を襲った土石流により、被害を受けられた地域の皆様に謹んでお見舞い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症について

本年度も我が国はコロナ禍一色に染まり、その中での個人タクシー事業運営は大変厳しい運営をしいられています。振り返りますと、昨年1月に日本国内で初めて新型コロナウイルス感染症への感染者を確認して以来、終息することなく現在に至っています。

緊急事態宣言発令へ政府は方針を固める

神奈川県は令和3年8月22日まで「まん延防止等重点措置」が延長されたことを受け、横浜市・川崎市・相模原市・厚木市の飲食店等に対して、マスク飲食実施店を除き、酒類の提供禁止などを要請しています。しかし、ここ数日新規感染者が増加、人流の増加に加え感染力が強いデルタ株が拍車を掛けていると思われ県民は不安を覚えていましたが、政府は神奈川県が要請していました**緊急事態宣言発令を8月2日～31日に延長して追加適用の方針を固めました。**

組合では感染防止対策を強化して実施しており、組合の2階・3階の立ち寄りを制限しています。事業者の皆様のご理解、ご協力をお願い致します。

ワクチン接種が希望する事業者・組合職員に行きわたるまでの間、何としても防がなければなりません。一日も早く、この緊急事態を収束できるよう、心一つにして、徹底した感染防止対策をお願い致します。

月次支援金(経済産業省) 4月分・5月分の申請期間が8月15日に迫っています。

- ※ 4月分・5月分の月次支援金の申請期間は2021年6月16日～8月15日です。
- ※ 6月分の月次支援金の申請期間は2021年7月1日～8月31日です。
- ※ 7月分の月次支援金の申請期間は2021年8月1日～9月30日です。
- ※ 8月分の月次支援金の申請期間は2021年9月1日～10月31日です。

更に、神奈川県からは「月次支援金4～6月分へ神奈川県独自上乗せ月額2.5万円給付」及び「神奈川県地域公共交通事業者感染症対策支援金タクシー事業者一台2万円交付」について[神個協]にそれぞれの申請書を同封いたします(詳細はP.13参照)。支援金を活用し事業継続をお願い致します。タクシー業界も依然として厳しい状況にあり感染拡大、特に緊急事態宣言下における外出自粛要請によって街から人通りが消えるなど需要の落ち込み、一日の営業収入が数千円といった状況にもなり、事業廃業する事態も懸念されます。しかしながら、タクシー事業は、社会の安定の維持の観点から緊急事態宣言の期間中も企業の活動を維持するために不可欠なサービスを提供する事業者として最低限の事業継続を要請されています。

「個人タクシー事業者における新型コロナウイルス感染症予防ガイドライン」を踏まえた感染防止対策の徹底が必要となっています。乗って安心個人タクシーと言われるように、組合員・役員が一致団結して取り組みましょう。組合員各位のご協力を心よりお願い申し上げます。

神奈川県個人タクシー協同組合 理事長 田邊和男

一般報告

1. 組合員事業廃止について

(南) 齋田 哲男 73 歳 令和 3 年 7 月 15 日 譲渡廃業
(西) 松島 修一 68 歳 令和 3 年 7 月 15 日 譲渡廃業

2. 組合員加入承認について

(西) 小野 博和 49 歳 組合員番号 2119 泉区上飯田町 2226-7
譲渡者 齋田 哲男 三和交通(株) 横浜営業所

(東) 平間 輝彦 36 歳 組合員番号 6939 港北区下田町 6-24-54-1
譲渡者 松島 修一 三和交通神奈川(株) 神奈川営業所

3. 譲渡譲受の認可発表について

令和 3 年 7 月 15 日(木)認可が発表になりました

譲渡者	年齢	譲受者	年齢	住所・勤務(出身)会社
齋田 哲男	73	おの ひろかず 小野 博和	49	泉区上飯田町 2226-7 三和交通(株) 横浜営業所
松島 修一	68	ひらま てるひこ 平間 輝彦	36	港北区下田町 6-24-54-1 三和交通神奈川(株) 神奈川営業所

4. 全個連 10 年無事故優良運転者表彰について

6 月 17 日開催の全個連の第 37 回通常総代会において 10 年無事故優良運転者表彰が行われ当組合員は以下の 5 名の組合員の方々が表彰されました。表彰状が組合に届いており、総務でお渡ししております。

受賞者(敬称略)：橋本清・佐久間義弘・手塚正志・林重夫・藤田美江

※規約により過去に受賞された方は除かれます。

5. 関東運輸局長表彰候補者推薦について

2021 年関東運輸局長表彰者に、進藤昇組合員を推薦致します。

6. 神奈川運輸支局長表彰候補者推薦について

2021 年神奈川運輸支局長表彰者に、田村明光組合員と根本岳彦組合員の 2 名を推薦致します。

7. 第 111 回 法令・地理 講習会について

日 程
基礎講習 令和 3 年 8 月 30 日(月)～ 8 月 31 日(火) 2 教程 2 日間
※ 法令講習会に初めて参加される方は、必ず 2 日間受講して下さい。
本講習・法令 令和 3 年 9 月 7 日(火)～ 10 月 26 日(火) 8 教程 8 日間
※ 最低 5 回以上出席して下さい。
運輸局試験日 11 月(日にち未定)

8. 譲渡譲受講習会よりお知らせ

令和 3 年度上半期講習会に差し入れて頂いた皆様、いつも本当にありがとうございます。
差し入れ頂いた方々(敬称は省略させて頂きました)

(東支部) 清水政敏 福元丈裕
(南支部) 杉野洋一郎 戸川朗 廣瀬義弘 中倉健(2回)
(西支部) 三上感 上野悟 粕谷淳之
(北支部) 岡本健 中村真理(2回) 中村達司
(中支部) 横尾均 田部井亨 神田松次 齋藤史朗 細野賢治
皆様に厚く御礼申し上げます。

9. 事業許可期限更新講習会について

令和3年6月1日付事業許可期限更新における講習会及び「期限の変更通知書」交付式については、新型コロナウイルス感染拡大の防止を図る為、会場での開催を避ける事となりました。

講習会に変わるものとして資料を作成されたものを「期限の変更通知書」と合わせて期限更新者に組合総務(3階)で手渡し配布を行いますので、受け取りに来て下さい。

10. 事業許可期限更新書類提出について

令和3年12月1日付期限更新(令和3年11月30日期限満了)の方へ7月中旬にご案内を郵送致しましたので、手続に必要な次の書類を8月20日(金)までに組合3階総務へ提出して下さい。

- ① 運転免許証(組合でコピーします)
- ② 任意保険証又は任意保険契約継続証
※ ①②については、有効期限が9~11月の方は、現在のものを提出(組合でコピーします)し、後日更新後に新しいものを再度提出して下さい。※ 有効期限が11月のものはなるべく10月中に更新手続きして下さい。
- ③ 宣誓書 (用紙・記入例同封)
- ④ 健康診断書 (提出期限は8月31日(金)まで)

11. マスターズ制度(優良個人タクシー事業者認定者制度)申請について

優良個人タクシー事業者認定制度参加者へ「マスター認定申請書」を郵送致します。

- ① みつ星認定申請・・・無事故・無違反 その他の認定基準をすべて満たしている方
(1点1回に限り無違反とみなされます)
 - 1) 申請書に記入日・氏名を記入し裏に申請者確認欄の「適」に「○」をして下さい。
(すべてが「適」でない場合、みつ星の申請が出来ません)
 - 2) 運転記録証明書を組合で申請し添付します。(10月組合費で請求)
 - ② ふたつ星認定届出・・・過失事故や違反がる方、その他の認定基準に抵触した方
 - 1) 申請書に記入日・氏名を記入し余白に「届出事由発生日」及び「届出事由」を記入して下さい。
- ※ 提出期限は令和3年9月3日(金) 組合3階 総務 までお願い致します。

12. 組合事務所夏期休暇について (6月支部会報告済み)

組合事務所夏期休業について

組合事務所休業のお知らせ

通常の休日 8月14日(土)・15日(日)

夏期休業 12日(木)・13日(金)・16日(月) 以上5日間となります。

尚、無線業務は平常通りの営業となります。

※ 事務所は17日(火)から平常営業となります。

※ 夏期休業中の交通事故への対応について

応援が必要な場合は無線室へ連絡依頼をする。加害事故の場合は、東京海上日動火

災フリーダイヤルTEL0120-119-110 に電話連絡をする(夜間休日 24 時間対応です)。

13. 運輸規則 29 条の規定に基づく地図の規格について

1. 現在使用している地図について、令和 4 年 7 月 1 日までの間は、「**公示 1. (2) 発行年月から 2 年以上経過していないものであること**」の規定に拘わらず、継続して使用する事が出来る。
2. 1 により、備え付ける地図が発行年月日から 2 年を経過しているものであるときは、電子地図の活用により最新の地図情報を確認する事が出来る事とする。但し、電子地図により最新の地図情報を確認できる機器を車内に搭載していない場合で、公示 2. に規定する指定事項に変更があった際には、使用している地図への最新の情報の記載、又は参考となる資料を添付すること等により、道路整備状況の変化等へ対応するものとする。

14. 令和 3 年度 夏季の輸送安全総点検実施要領

目 的

新型コロナウイルス感染症対策により、不要不急の外出や移動の自粛が呼びかけられているが、観光地への輸送需要が増大するシーズンを迎えるにあたり、鉄軌道、バス、タクシー、旅客航路の事業者等については、自主的な安全への取り組みの強化が重要であり、経営トップを含む幹部の強いリーダーシップの下で自主点検等の実施を通し、旅客輸送の安全確保及び事故防止の徹底を図るとともに、安全意識の高揚を図る必要がある。

また、例年この時期は台風等による風水害が発生するおそれが高まるため、自然災害発生時における旅客の安全確保のために必要な措置が実施されているか再点検をする必要があり、さらには、東京オリンピック及びパラリンピック競技大会の開催を控え、テロ対策の実施状況及び新型コロナウイルス感染症対策についても、併せて点検を実施し万全を期する必要がある。

このため、「夏季の輸送安全総点検」(以下「総点検」という)を実施する。

※ 夏期の輸送安全総点検自主点検表(タクシー)を別紙で添付していますので、期間中(7月1日～8月31日)1週間の自主点検をし、点検結果を記入して総務の方に提出して下さい。

15. 指定業者 夏期休業のお知らせ

指定業者各社の夏休みは別紙に記載しておりますのでご確認下さい。

16. 「感染症対策」対応ステッカー(神奈川県個人タクシー協会) ステッカー配布

神奈川県より「神奈川県地域公共交通事業者感染症対策支援金」の申請の際に求められている「感染防止対策」を見える化するシステムとしての「感染防止対策取組書」の車両添付用として神奈川県個人タクシー協会で作成しました。

車内に添付して活用して下さい。

A4 サイズの「感染症対策取組書」は各自のファイルに入れますので自宅事務所に貼付して下さい。

共済事業部報告

1. 6 月度事故報告

	加 害	被 害	自過失	双 方	当 逃	合 計	人 身
() 内の数字は人身 本年当月発生件数	(2) 2	(1) 1	3	0	0	6	3
() 内の数字は人身 前年同月発生件数	0	1	2	1	0	4	0
前年度と比較	+2	±0	+1	-1	±0	+2	+3

2. 令和 3 年 6 月中発生 of 事故の傾向と対策について

- ・自損事故を起こし、ぶつけた物件の管理者に何ら申告しないで立ち去る方が圧倒的です。このような行為は当て逃げ(報告義務違反)で行政処分の対象となる他、損害賠償の責任から逃げることにもなります。自損事故は必ず警察に通報し、物件の管理者に申告して下さい。
- ・軽微な事故、あるいは本当に自分が事故を起こしたかどうか半信半疑な事故について、相手方のケガ対応を保険の等級を下げてまで依頼することに納得がいけないとの相談がふえています。このような場合、皆さんご自身の意思を以て相手方のケガ対応を完全につっぱねることも一応可能ですが、相手方が怒り出して刑事罰、行政罰を望んだり、訴訟に及んで敗訴になった場合、結局対応することになったりするのが一般的です。そのため、納得がいかず悔しい気持ちになっても、最初から保険対応するのが最も穏便かつ迅速な解決方法となります。

3. 令和 3 年 8 月度 L P G 販売価格について

掛売 111 円 10 銭 (101 円 + 消費税 10.1 円)

4. 健康診断実施について

組合員各位にお知らせの通り以下の日程で実施致します。

実施日 令和 3 年 8 月 5 日 (木) ・ 6 日 (金)

新型コロナウイルス感染拡大防止の為、極力指定の日時に受診をお願い致します。なお 5 階の入室に関しましては人数制限がかかりますので了承の程よろしくお願い致します。

日 \ 時	9:00~12:00	13:00~15:30
	受付は 11:50 迄に	受付は 15:20 迄に
8 月 5 日 (木)	東	中
	南 (磯子)	
8 月 6 日 (金)	北	西
	南 (金沢)	

(12:00~13:00 は昼休み)

受診料 定期健康診断 6,050 円 (税込) (血液検査・心電図検査を含む)

オプション検査 ① 肝・胆・痛風 1,650 円 ② PSA (前立腺) 2,200 円

当日現金不要、9 月組合費で徴収。

※ 深夜 (22 時~5 時) 営業事業者は年 2 回、昼間営業事業者は年 1 回の健康診断が義務付けられており、違反者は行政処分の対象です。

※ 組合健康診断 (一般診断) を受診した方の診断書は 8 月下旬に組合へ届きます。

※ 磯子警察より路上駐車 of 厳重注意を受けていますので、車でのご来場はご遠慮下さい。

※ 組合理事にご協力頂き誘導を行いますので指示に従って下さい。

5. 丸全商事(株)(アフラック)よりチラシ配布依頼です。

チラシ配布

6. 自動車保険継続のお手続きについて

自動車保険更新日の1か月前までの契約にご協力をお願いいたします。(組合の手数料収入の維持につながります。)

組合保険窓口もしくはお電話で契約更新の確認をさせていただき、保険料のお支払については現金一括(保険更新日までにお支払いください)または組合の親睦会制度を利用した立替払い(10回分割・一括より選べます)となります。

よろしくお申し込み申し上げます。

7. 自賠責保険の加入について

営業車の自賠責保険につきまして、是非組合で加入して下さるようご協力をお願いいたします(解約・車両譲渡時なども組合でお手続きが可能です)。継続車検時の保険料は35,950円(現金のみ取扱)となります。車検証・現契約証を確認致しますので必ず持参していただき、車検日までに加入をお願いします。

なお、窓口に行きにくい場合は、保険係にお電話いただければご相談に応じます。よろしくお申し込みいたします。

外部報告

1. 一般社団法人 全国個人タクシー協会 関東支部

正副支部長・県協会長合同会議

日時 令和3年7月21日(水) 11:00~

場所 個人タクシー会館

2. 一般社団法人 全国個人タクシー協会 関東支部

令和3年度 関東支部安全対策推進会議

日時 令和3年7月21日(水) 14:00~

場所 個人タクシー会館

3. 一般財団法人 神奈川タクシーセンター

令和3年度 第2回 羽田空港委員会

日時 令和3年7月29日(木) 14:00~

場所 神奈川県ハイヤータクシー会館

4. 一般社団法人 全国個人タクシー協会 関東支部

団体長等役員研修会

日時 令和3年7月30日(金)

新型コロナウイルス感染防止の為中止

5. 一般社団法人 全国個人タクシー協会 関東支部

令和3年度 中核リーダー養成研修会

日時 令和3年8月20日(金) 13:00~

場所 個人タクシー会館 当組合 2名受講

無線営業部報告

1. 6 月度配車状況

	受注数	配車数	不能数	配車率
本年度	2,292 件	1,789 件	503 件	78.1%
昨年度	2,979 件	1,923 件	1,056 件	64.6%
増減数	-687 件	-134 件	-553 件	

2. 6 月度新規契約状況 0 件

3. チケット無効報告 5 件

①契約者名称 伊東 雅之
住 所 横須賀市太田和 1-15-9
電 話 番 号 046-856-2399
お客様コード No. 59
チケット番号 全て
チケット色 イエロー
摘 要 上記チケット 2021 年 6 月 14 日付を以って、解約いたしましたので
ご通知いたします。 横須賀個人タクシー協同組合

②契約者名称 葉山ハートセンター
住 所 三浦郡葉山町下山口 1898-1
電 話 番 号 046-824-5885
お客様コード No. 84
チケット番号 全て
チケット色 イエロー
摘 要 上記チケット 2021 年 6 月 14 日付を以って、解約いたしましたので
ご通知いたします。 横須賀個人タクシー協同組合

③契約先名称 太田 陽三
住 所 横須賀市深田台 2
電 話 番 号 046-822-0340
お客様コード No. 77
チケット番号 全て
チケットの色 イエロー
摘 要 上記チケット 2021 年 7 月 6 日を以って、解約いたしましたのでご通
知いたします。 横須賀個人タクシー協同組合

④契約先名称 原 歯科医院
住 所 横須賀市根岸町 3-1-5
電 話 番 号 046-836-3818
お客様コード No. 151
チケット番号 全て
チケットの色 イエロー
摘 要 上記チケット 2021 年 7 月 13 日を以って、解約いたしましたのでご
通知いたします。 横須賀個人タクシー協同組合

⑤契約先名称	産業振興 株式会社
住 所	横浜市神奈川区恵比寿町 9
電 話 番 号	045-453-6111
お客様コード	No. 581-00
チケット番号	全て
チケットの色	イエロー
摘 要	上記チケット 2021 年 7 月 20 日を以って、解約いたしましたのでご 通知いたします。 神奈川個人タクシー協同組合

4. 無線室からの注意事項

- ① 無線配車で所要時間内にお迎えできず、お客様から苦情がありキャンセルになるケースが増えています。今後個人タクシーを使わないと言われてしまったケースもありました。1 人の不注意からお客様を失う結果になります。注意するようお願い致します。
- ② 稼働中の服装について、猛暑中大変ではありますがワイシャツ・半袖シャツでネクタイをお願いいたします。またジーンズでの稼働は厳禁です。宜しくお願い致します。
- ③ オリンピックの開催中、交通規制があります。注意して安全運転で稼働して下さい。宜しく御願致します。

5. 違反事業者協力による街頭指導について

一般財団法人神奈川タクシーセンター指導課よりお知らせ

迷惑行為及び不適切行為（特に喫煙、ゴミのポイ捨て）に関しては以前より問題になっており、再三にわたり事務連絡等による注意喚起を行ってききましたが、全く改善される兆しはありません。2 月 19 日には横浜駅東口タクシー待機場場でポイ捨てに起因するボヤ騒ぎがあり、指導を強化するとともに、運転者への周知を徹底し改善を図るよう事業者の皆様にも要請してまいりましたが、6 月 3 日には、上大岡駅構内タクシー待機場内にて、ポイ捨てに起因する火災が発生するという、大変な事態が起きてしまいました。

《違反事業者協力による街頭指導》改善重点地区において神奈川タクシーセンター指導課より「迷惑行為及び不適切行為」の指導及び現認の通知を受けた事業者は違反地区での管理者 1 名以上（その違反者本人も参加）による「周辺の清掃及び街頭指導」を

【一回の指導、現認ごとに 1 日 2 時間】実施してもらいます。

『改善重点地区』

1. 横浜駅東口タクシー待機場周辺横浜駅東口タクシー待機場周辺
2. 上大岡駅タクシー待機場周辺(構内及び鎌倉街道沿い)上大岡駅タクシー待機場周辺(構内及び鎌倉街道沿い)
3. 川崎駅西口タクシー待機場周辺川崎駅西口タクシー待機場周辺

※ 令和 3 年 8 月 2 日(月)午前 9 時から実施します(期間は未定)。

※ 以上、街頭指導会議(令和 3 年 7 月 14 日開催)にて承認事項

6. 喫煙行為(加熱式タバコ、電子タバコ)に対する指導について

一般財団法人神奈川タクシーセンター指導課よりお知らせ

「加熱式タバコ」使用による喫煙行為の増加が見られますので、神奈川タクシーセンター指導課として改めて「加熱式タバコ、電子タバコ」の指導基準とその対応についてお知らせ致します。

指導内容通知書作成とその対象

巡回時及び街頭指導時に喫煙行為等を現認した場合、従来通りその種類を問わず全て指導(注意含む)します。

その際、《加熱式タバコ》での喫煙行為と確認できた場合は『迷惑行為及び不適切行為』

として違反点数付加事案の「指導内容通知書」を作成します。

代表的な《加熱式タバコ》のデバイス（機器）

- ・iQOS（アイコス）：フィリップモリス（PMI/PMJ）
- ・Ploom TECH（プルームテック）：日本たばこ産業（JT）
- ・glo（グロー）：ブリティッシュ・アメリカン・タバコ（BAT）

※上記シリーズのデバイス及びスティック（たばこペイパー）、たばこカプセル等全種の使用を含む。

※この他の加熱式デバイスとスティック等の組み合わせによる喫煙行為についても、条例（神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例）に違反するものは全て違反点数付加事案としての指導対象となります。

※指導時においては正確を期する為、使用しているデバイス、スティック等を確認させてもらう場合があります。

意図的にその確認をさせなかった場合は、違反点数付加事案とさせていただきますので、ご承知おき下さい。

★指導時に「電子タバコ」、禁煙パイポ等の使用については違反点数付加事案の対象にはなりません。しかしながら、客待ち待機中での使用は周囲から喫煙行為と同様に見えて苦情の原因になること、また他の喫煙行為を誘発することも考えられますので、その使用は出来る限り控えるようにご理解、ご協力をお願いいたします。

7. 令和 3年 8月、9月、10月、11月の指導計画

8月は夏季休暇、観光シーズンによる利用客増加を見込んだ呼び込み行為、乗車拒否等の道路運送法に違反する行為の防止及び指導を横浜市・川崎市・横須賀市・三浦市、各市内主要駅、イベント会場周辺を中心に行い、9月、10月、11月は違法付け待ち行為・迷惑行為客待ち待機中の喫煙、ゴミのポイ捨て、立小便等）の防止および指導を行います。

全ての地区において迷惑行為及び不適切行為への指導を強化して行います。

【 8月の指導重点地区】

1. 横浜市内主要駅及びイベント会場周辺における呼び込み行為・乗車拒否等の道路運送法に違反する行為の防止および指導。（桜木町駅、横浜スタジアム、横浜国際総合競技場）
2. 川崎市内主要駅における呼び込み行為・乗車拒否等の道路運送法に違反する行為の防止および指導。（川崎駅）
3. 横須賀・三浦市内主要駅における呼び込み行為・乗車拒否等の道路運送法に違反する行為の防止および指導。（三浦海岸駅）

*その他の地区についても必要に応じ街頭指導を実施。

【 9月の指導重点地区】

1. 上大岡駅（構内及び鎌倉街道沿い、菊名駅における違法付け待ち行為・路上待機・迷惑行為の防止および指導。）
2. 川崎駅周辺における違法付け待ち行為・迷惑行為（特に西口）の防止および指導。
3. 横須賀中央駅周辺における違法付け待ち行為・迷惑行為の防止および指導。

*その他の地区についても必要に応じ街頭指導を実施。

【10月の指導重点地区】

1. 石川町駅南口周辺（西の橋）、横浜駅周辺における違法付け待ち行為・路上待機・迷惑行為（特に東口）の防止および指導。
2. 川崎駅周辺、武蔵小杉駅における違法付け待ち行為・迷惑行為の防止および指導。
3. 横須賀市、京急久里浜駅周辺における違法付け待ち行為・迷惑行為の防止および指導。

*その他の地区についても必要に応じ街頭指導を実施。

【11月の指導重点地区】

1. 菊名駅、横浜駅周辺における違法付け待ち行為・路上待機・迷惑行為の防止および指導。
2. 川崎駅周辺における違法付け待ち行為・迷惑行為（特に西口）の防止および指導。
3. 横須賀中央駅周辺における違法付け待ち行為・迷惑行為の防止および指導。

*その他の地区についても必要に応じ街頭指導を実施。

8. 神奈川タクシーセンター相談課からのお知らせ

利用者から最近寄せられた事例の一部を紹介致します。

■事例 1

目的地までの経路の一部を告げて出発し途中で詳細な経路を告げられたが、指示が聞き取れず別の道に行ってしまう。その事を指摘するが、謝罪も無かった為、トラブルが大きくなり車外に出て会社へ苦情を伝えている最中に申告者の同意も得ないまま運転者は勝手に走り去ってしまった。

■事例 2

迎車で呼び乗車後にそのまま発進し目的地まで行くが万札での支払を求めた申告者に対して、「無い、両替して来てくれないかな」と両替に行かせる。

◆事例 1 では、運転者の証言では申告者が途中で経路の詳細を指示した声が聞こえなかったから別のルートに行ってしまったという事、手前で言ってくれたら経路の途中で気が付けた等の言い訳を終始繰り返していました。経路の確認は運転者側の義務であり出発前に出来る限り詳細な確認が必要と考えられます。また、万一申告者より指摘を受けた際には速やかに謝罪を行い代替案を提案する等トラブル回避を行うと同時に、会社への報告や相談を行うなど適切な対応をして下さい。また、乗客を置き去りにする行為は運送の中断に当たる可能性が高く重大事案になりかねません。運転者教育の徹底をお願い致します。

◆事例 2 では、運転者の申告及び映像で確認すると、両替を申告者に行かせている事が確認出来ました。運転者は申告者の前の乗客が2組続けて万札での支払で釣銭が無い状態であったと証言していました。釣銭の用意が間に合わなかった場合には乗客に対して事前に釣銭を切らしているので運転者自らがコンビニ等で両替をする時間を頂けるか否かを確認する事や、カード決済であれば素早く対応可能である事等の乗客の支払方法に合わせた対応をとる様に運転者教育の徹底をお願い致します。

財政部報告

1. 6月分までの賦課金等未納状況

7月27日(火)14:00時現在

未納者0支部 なし

未納者 44名 4,701,227円

2. 未納者への督促及び対策について

(3ヶ月) (中) 今井博明 (中) 高沢富二雄 (南) 青木昇 (南) 池田耕一郎
(南) 藤倉修一

3ヶ月以上の滞納者に対し、督促の通知を行っております。

※ 未納計上猶予及び清算確定している金額

譲渡者・・・8名 廃業者・・・1名 病気・ケガ・・・1名 合計 10名 2,023,301円

3. 令和3年6月度 換金チケット枚数・換金額

	チケット枚数	換金額	1枚当たり「参考」
R.3年6月分換金額	5,082枚	25,840,210円	5,084円
R.2年6月分換金額	3,798枚	25,097,800円	6,608円
増減額	1,284枚	742,410円	-1,524円

4. 令和3年6月度 神奈川個人組合員換金チケット枚数・換金額

	チケット枚数	換金額	1枚当たり「参考」
R.3年6月分換金額	4,160枚	18,670,240円	4,488円
R.2年6月分換金額	2,819枚	17,368,030円	6,161円
増減額	1,341枚	1,302,210円	-1,673円

5. 令和3年6月度 クレピコ換金実績

6月度 (6台)	件数	金額	1枚当たり「参考」
クレピコ	191件	565,400円	2,960円

6. 令和3年6月度 カード会社チケット換金実績

6月度	件数	金額	1枚当たり「参考」
カード会社チケット	757件	4,789,010円	6,326円

7. 令和2年6月度 カード会社チケット換金実績

6月度	件数	金額	1枚当たり「参考」
カード会社チケット	365件	2,770,660円	7,590円

8. 令和3年6月度 B M T 換金実績

6月度 (303台)	件数	金額	1枚当たり「参考」
B M T	3,798件	11,195,210円	2,947円

9. 令和3年6月度 タイムズペイ 換金実績

6月度 (77台)	件数	金額	1枚当たり「参考」
タイムズペイ	935件	2,835,564円	3,032円

10. 令和2年6月度 タイムズペイ 換金実績

6月度 (313台)	件数	金額	1枚当たり「参考」
タイムズペイ	1,487件	6,852,851円	4,608円

11. 令和3年6月度 PayPay 換金実績

6月度 (365台)	件数	金額	1枚当たり「参考」
PayPay	206件	343,160円	1,665円

12. 令和2年6月度 PayPay 換金実績

6月度 (390台)	件数	金額	1枚当たり「参考」
PayPay	274件	457,830円	1,670円

13. 令和3年6月度神奈川個人発行チケット処理（参考資料）

神奈川個人（窓口）	2,826 枚	9,573,260 円	3,387 円
横浜個人	693 枚	5,068,080 円	7,313 円
川崎個人	9 枚	86,080 円	9,564 円
川崎第一個人	5 枚	45,070 円	9,014 円
横須賀個人	5 枚	64,370 円	12,874 円
浜協個人	156 枚	1,079,540 円	6,920 円
県央個人	15 枚	359,720 円	23,981 円
東京個人	33 枚	448,320 円	13,585 円
その他	6 枚	18,790 円	3,131 円
合 計	3,748 枚	16,743,230 円	4,467 円

14. 帳簿係よりお願い

- ① 5月未納付期限の自動車税を納付された方、また車庫を借りていない方で固定資産税を支払っている方は、一期分が経費に計上する事が出来ますので忘れずに収支明細表に記入して下さい。
- ② 2階組合員ファイルに空の収支明細表を配布しましたのでご利用下さい。

15. 組合事務所夏季休暇中のBMT、タイムズ、PayPay 換金について

①BMT

8月10日売上分は8月12日に振込となります。

8月11日～8月16日売上分は8月18日に振込します。

②タイムズ、PayPay

8月2日～8月8日売上分は8月13日に振込となります。

8月9日～8月15日売上分は8月20日に振込します。

神奈川県の支援給付金及び交付金について同封した申請書類は下記の2件です

1. 神奈川県中小企業等支援給付金「月次支援金への県独自の上乗せ給付」
(4月～6月、各月2.5万円)

神奈川県中小企業等支援給付金事務局

〒221-0835 横浜市神奈川区鶴屋町3-30-8 SYビル6F TKP 横浜会議室ホール6A

郵送による申請(神個協同封書類は①の給付申請書兼宣誓・同意書です)

(※電子申告も開始されています)

令和3年7月1日(木)～10月31日(日)(当日消印有効、締切厳守)

郵送する添付書類

①給付申請書兼宣誓・同意書 ※申請書兼宣誓・同意書1～4ページのすべて(郵送の場合)

②月次支援金の給付通知書の写し(※月次支援金の給付通知書がお手元に届いていない場合、月次支援金申請マイページ上における給付が完了したことが確認できる画面及び申請月の入金が見える通帳の写しを提出してください)。

③振込先の通帳等の写し(中表紙見開ページ)

④本人確認書類の写し(運転免許証等) ※個人事業者の場合のみ

⑤確定申告書第一表の控えの写し(令和2年分)(※当組合では電子申告で受付日付印が無いので「メール詳細」を加えて添付して下さい)

◆神奈川県中小企業等支援給付金コールセンター

☎045-900-5907 <受付時間> 月～金(祝日除く)9時～17時

2. 地域公共交通事業者感染症対策支援金交付申請書類(個人タクシー事業者)
(2万円一回のみ)

〒231-8588

横浜市中区日本大通1(郵便番号の記載により住所記載は省略できます)

神奈川県地域公共交通事業者感染症対策支援金受付センター

(神奈川県県土整備局都市部交通企画課内)

郵送による申請のみ(電子申請はありません)

令和3年7月1日(木)～9月30日(木)(当日消印有効、締切厳守)

次の書類を申請書類として提出してください。

①交付申請書(神奈川県地域公共交通事業者感染症対策支援金交付申請書)(第1号様式)
(誓約書兼同意書に署名捺印)

②感染症対策取組強化申告書(第3号様式)

③基準日(令和3年7月1日)時点における事業用自動車に係る自動車検査証(写し)

④振込口座が確認できる書類(通帳中表紙見開ページ)

⑤本人確認書類(運転免許証)(写し)

⑥提出チェック表

◆支援金コールセンター

☎045-285-0638 <受付時間> 月～金(祝日除く)9時～12時、13時～17時